

富士市介護予防・日常生活支援総合事業 ミルトデイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ミルトが開設するミルトデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う富士市介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 指定第一号通所介護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護（介護予防）支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ミルトデイサービスセンター
- (2) 所在地 静岡県富士市鈴川中町 4番27号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

生活相談員 1人以上

指定通所介護等の利用申し込みにかかる調整、通所介護計画又は介護予防通所介護相当計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員 2人以上

利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 1人以上

機能の減衰を防止するための訓練を行う。

看護職員 1人以上

利用者の健康管理、相談・助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

(4) 延長サービスあり。午後4時30分から午後6時までとする。

(指定第一号通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18人とする。

(指定第一号通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定介護予防通所介護相当を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。また法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護相当を提供した場合の利用料は介護報酬告示上の額とし、当該告示上の額の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康状態チェック

(5) 送迎

(6) 相談援助

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 食事代（おやつ代含む）700円

(2) おむつ代 100円

(3) 日常生活に要する費用 実費

(4) 延長サービスは無料とする。

3 利用料の請求については利用者又はその家族に対して利用料とその他の費用について記載した請求書を交付し、その支払いを受けた時は領収証を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富士市 とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

(2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(3) 体調不良等によって指定通所介護等に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定第一号通所介護の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第12条 指定第一号通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定第一号通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 提供した指定第一号通所介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定第一号通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第13条 利用者に対する指定第一号通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理の体制の整備。
 - (3) その他の虐待のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(地域との連携)

- 第16条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
- 2 当事業所の行うサービスが地域に開かれたものとし、サービスの質の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置する。
 - 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者とし、おおむね6か月に1階以上開催尾する。
 - 4 事業者は運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 5 事業者は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ミルトと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 3 年 5 月 20 日から施行する。